

石岡市一般廃棄物処理基本計画（案） （概 要 版）

令和元年 1 2 月

石 岡 市

◇ 一般廃棄物処理基本計画について

計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、石岡市（以下、「本市」という。）が長期的・総合的視点に立って、循環型社会形成のための計画的なごみ及び生活排水処理の推進を図るための基本方針として、ごみ及び生活排水の発生から収集運搬、中間処理及び最終処分に至るまでの、適正な処理を進めるために必要な基本事項を定めることを目的として策定するものです。

適用範囲

・ 計画対象地域

本計画の対象区域は、本市全域を対象としています。

・ 計画対象廃棄物

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分され、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物となっており、本計画において対象とする廃棄物は、生活排水も含めた「一般廃棄物」となります。

計画目標年次

本計画は、令和2年度（2020年度）を計画初年度とし、15年後の令和16年度（2034年度）を計画目標年度とします。さらに、計画の進捗状況を把握し、計画見直しを適切に実施していくため、中間目標年度を令和6年度として設定します。

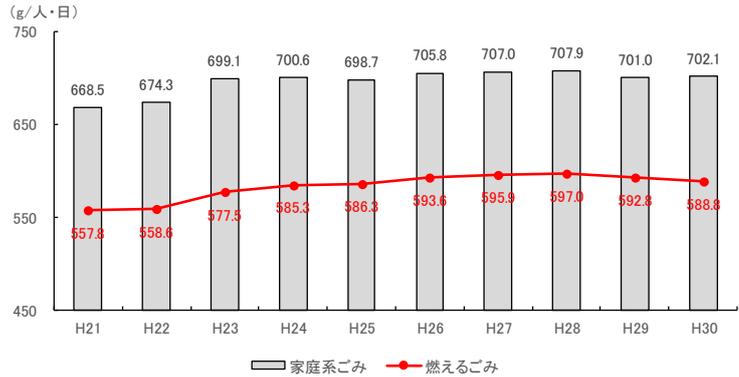
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
計画期間	← 計画期間 →														
	▲ 計画初年度				▲ 中間目標年度										▲ 目標年度

◇ ごみ処理基本計画について

本市の課題

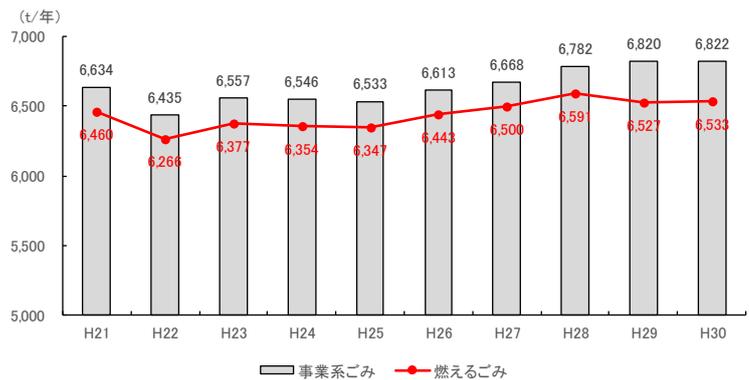
課題1 一人1日当たりの家庭系ごみの減量化が停滞

「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を見ると、平成22から平成23年度の増加後、ほぼ横ばいで推移しており、家庭系ごみの減量化が停滞していることが課題となっています。



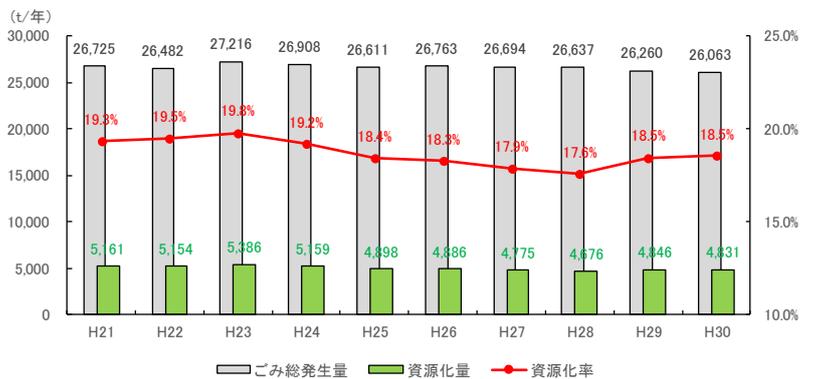
課題2 事業系ごみの減量化に向けた対策

本市の事業所数及び従業者数はともに減少傾向にあるにも関わらず、「事業系ごみ排出量」は全体的に増加傾向にあり、事業系ごみの減量化に向けた対策が課題となっています。



課題3 資源化率の改善に向けた対策

ごみとして排出されるものは出来る限り資源化することが望ましいため、資源化率の改善に向けた対策が課題となっています。



課題4 石岡地区と八郷地区の分別区分の統一

令和3年度から霞台厚生施設組合の新施設での処理を予定しており、それに向けた石岡地区と八郷地区の分別区分の統一が課題となっています。

基本理念

本計画の基本理念は、上位計画である石岡かがやきビジョンの将来像である「誰もがいきいきと暮らし 輝くまち いしおか」及び石岡環境スタイルで掲げる「人と自然が調和し生活環境が充実したまちへ」を踏まえ、次のように定めます。

石岡市 ごみ処理基本計画 基本理念

人と自然が調和し、資源の循環利用を推進するまち いしおか

基本方針

基本方針 1：市民・事業者・行政の連携によるごみの減量化・資源化を推進

ごみの減量化・資源化を最優先事項と位置付け、市民は環境に配慮したライフスタイルや3R（Reduce（排出抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））に取り組み、事業者は製品の生産から廃棄まで適正なりサイクルや処分について責任を負い、市は市民・事業者を支援するための施策を実施するなど、3者の連携による取り組みを推進していきます。

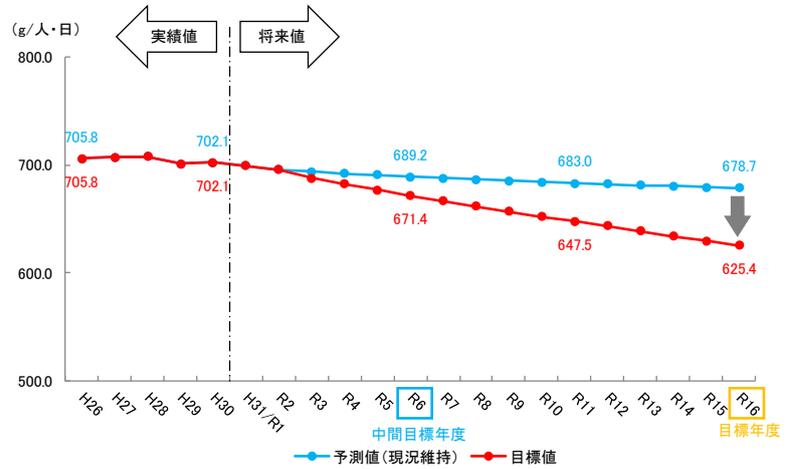
基本方針 2：環境負荷の少ないごみ処理システムの構築

令和3年度稼働予定の新施設は、一般廃棄物の安定的かつ合理的な処理を推進し、環境負荷の低減を図ることを前提に計画されていることを踏まえ、本市のごみ分別区分の統一、収集運搬体制の見直し及び中間処理後の最終処分計画を検討していきます。

数値目標

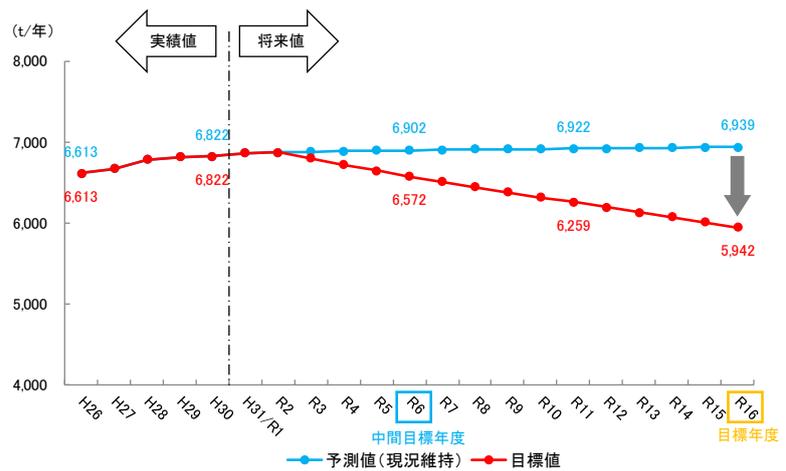
目標1 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

中間目標年度（令和6年度）において671.4g/人・日、目標年度（令和16年度）において625.4g/人・日とします。



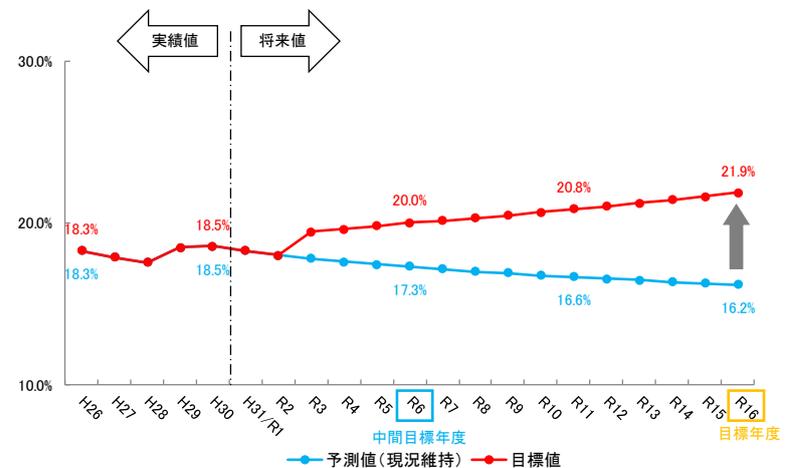
目標2 事業系ごみ排出量

中間目標年度（令和6年度）において6,572t/年、目標年度（令和16年度）において5,942t/年とします。



目標3 資源化率

中間目標年度（令和6年度）において、20.0%、目標年度（令和16年度）において、21.9%とします。



推進施策

本計画では、新施設稼働に伴う分別区分の統一や食品ロスの削減、生ごみの水切り、分別の徹底を特に推進することとし、それ以外にも次の施策に取り組むこととします。

施策	主体		
	行政	市民	事業者
1. 生ごみの減量・資源化	○	○	○
2. レジ袋・過剰包装の削減	○	○	○
3. 使い捨て品の使用抑制、再生品の推進	○	○	○
4. ごみ手数料等	○	○	○
5. 分別の徹底	○	○	○
6. 小型家電の回収	○	○	○
7. 集団回収の推進	○	○	—
8. 店頭回収等の実施	○	○	○
9. エコ・ショップ制度の推進	○	○	○
10. 多量排出事業者への対策	○	—	○
11. 環境学習機会の創造	○	○	—
12. 高齢化社会への対応	○	○	—
13. 野外焼却（野焼き）禁止の周知	○	○	○

収集・運搬計画

新施設が稼働する令和 3 年度以降の本市の分別区分は、右のとおり計画しています。

また、収集・運搬体制については、新施設の稼働後も現状の体制を基本としつつ、新たな分別区分に合わせて適宜見直すこととします。

1 燃やすごみ
2 草木類
3 新聞紙・チラシ
4 雑誌
5 段ボール
6 紙パック
7 その他紙容器
8 古布
9 ペットボトル
10 粗大ごみ
11 缶・金属
12 無色びん
13 茶色びん
14 その他びん
15 ガラス・陶磁器類
16 蛍光灯・電球
17 乾電池・水銀体温計
18 使い捨てライター

中間処理計画

新施設の稼働までは、現在のごみ処理施設の適切な運転・維持管理を行い、市内から発生するごみの安定処理を継続していきます。

新施設稼働後は、構成市町村から排出される一般廃棄物を安定的かつ合理的に処理します。



施設外観予定図（霞台厚生施設組合 HP より）

施設の種類	新施設概要	
ごみ焼却施設	処理方式	全連続燃焼式（ストーカ方式）
	処理能力	215t/日（107.5t/24h×2 炉）
	処理対象物	燃やすごみ、可燃性粗大ごみ、破碎可燃物、選別可燃物
リサイクルセンター	処理方式	破碎設備：破碎、機械選別、貯留 選別設備：手選別、圧縮梱包、貯留 ストックヤード：保管
	処理能力	破碎設備：20t/日（5h） 選別設備：2t/日（5h） ストックヤード：－（保管のみ）
	処理対象物	破碎設備：粗大ごみ、缶・金属、ガラス・陶磁器類 選別設備：ペットボトル ストックヤード：びん類、蛍光灯・電球、乾電池・水銀体温計、使い捨てライター、スプレー缶等

最終処分計画

今後も、中間処理の過程で発生する焼却残渣（焼却灰及び飛灰固化物）及び不燃残渣は、熔融処理（資源化）または最終処分場にて埋立処分します。

なお、新施設稼働後は、最大限熔融処理による資源化を目指すこととしますが、具体的には、霞台厚生施設組合及び構成市町である他 2 市 1 町（小美玉市、かすみがうら市及び茨城町）と調整し決定します。

◇ 生活排水処理基本計画について

本市の課題

課題1 生活排水処理率の向上

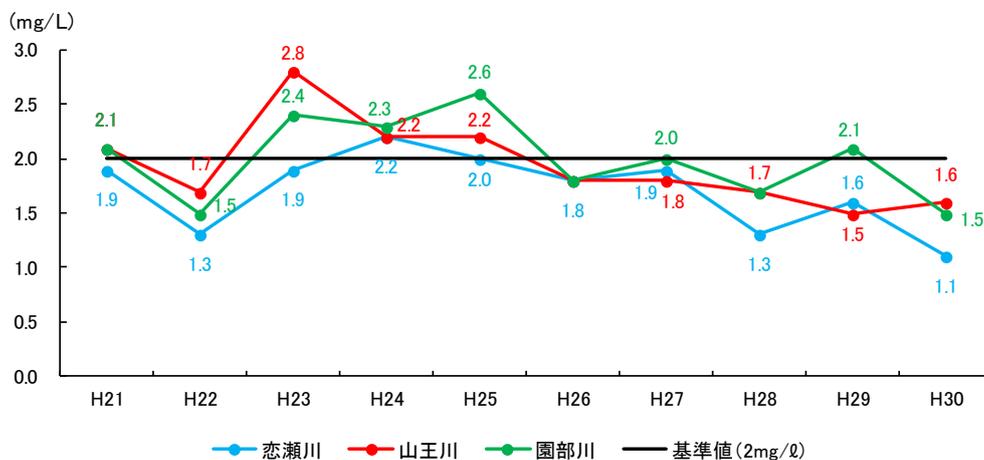
本市の生活排水処理率は、増加傾向にあるものの、下水道処理（供用開始）区域及び農業集落排水処理（供用開始）区域において、接続率に向上の余地があることや、当該区域外における単独浄化槽または汲み取り便槽から合併浄化槽処理への切り替えが遅滞していることから、今後も引き続き、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の利用を推進する必要があります。

課題2 合併処理浄化槽の整備

生活排水対策を講じる上で、公共下水道の整備に加え、公共下水道及び農業集落排水施設への接続率の向上、合併処理浄化槽の普及が重要です。また、公共下水道認可区域や農業集落排水施設区域外の地域等については、合併処理浄化槽の設置を推進することにより、生活排水処理率の向上を図る必要があります。

課題3 生活排水の排出抑制

各河川における水質（BOD75%）分析結果は、減少傾向となっており、過去5年間においては、平成29年度の園部川でのみ環境基準を超過しています。これは、下水道や合併処理浄化槽等の普及により、未処理の生活雑排水排出が減少してきていることが要因と考えられます。このことから、今後も引き続き、恋瀬川・山王川、園部川の水質の傾向を把握しつつ、市民に対し必要な情報、啓発活動を行うことで未処理の生活雑排水排出を抑制する必要があります。



基本理念

本市を流れる河川は、利根川水系にあたり、代表的な河川として、吾国山を水源とする恋瀬川、八郷地区を水源とする園部川、柏原池を主な水源とする山王川が挙げられ、いずれの河川も、霞ヶ浦に流入しています。本計画では、市民生活において排出される生活排水の処理に係る浄化槽などの施設整備を行い、公共用水域の水質汚濁の防止を図り、良好な水環境の保全に努めることを目標とします。以下に生活排水処理基本計画の基本理念を示します。

石岡市 生活排水処理基本計画 基本理念

良好な霞ヶ浦の水環境の保全をめざして

基本方針

基本方針 1：合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道等の整備や合併処理浄化槽の設置を進めていますが、未だ生活雑排水を未処理で放流している単独処理浄化槽や汲み取り便槽の使用世帯があることから、公共下水道等が整備されていない地域において、合併処理浄化槽の更なる普及促進を図っていきます。

基本方針 2：浄化槽の適正管理の促進

合併処理浄化槽の普及はもとより、浄化槽の設置後の機能を維持することで、公共用水域の水質汚濁を防止していくことが必要です。浄化槽の設置者へ、維持管理の徹底に向けた啓発活動等を図っていきます。

数値目標

本市では、平成 27 年 12 月に「26 市単石岡市汚水処理施設整備構想」を策定しており、当該整備構想の中で、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るために、地域の特性に応じて最も適した整備手法を選択し生活排水対策を推進することを目的に、今後 10 年での汚水処理の概成区域を設定したアクションプランと、汚水処理の最終的な整備区域を設定したベストプランを定めています。

本市は、当然のことながら当該整備構想を基本として各種事業を推進していますが、当該整備構想が策定されてから 4 年以上が経過しており、当初想定よりもさらに行政人口が減少する傾向にあることや、当該事業実施のための財源確保の困難性から、アクションプランやベストプランに沿った計画遂行が遅滞している状況にあります。

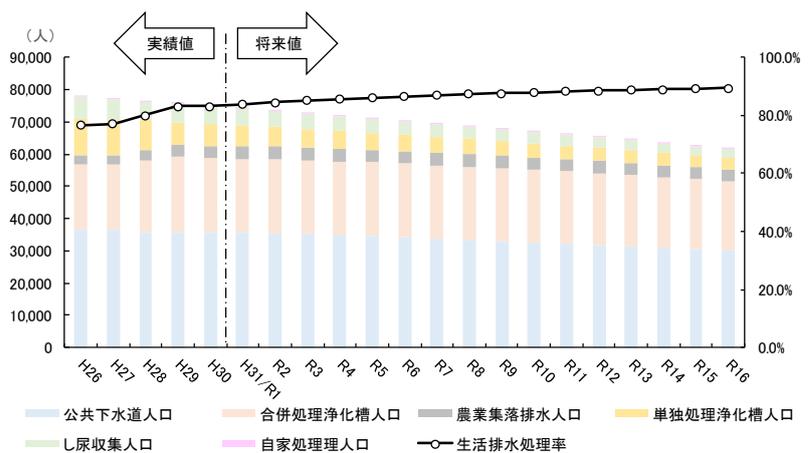
このことから、本計画では過去 5 年間（平成 26～30 年度）の実績を基に処理形態別人口を独自に予測し、生活排水処理率を中間目標年度（令和 6 年度）において 87.0%、目標年度（令和 16 年度）において 89.6%とすることを目標とします。

アクションプラン		単位	平成37年度 (令和7年度)
行政人口		人	70,200
下水道	処理(整備)面積	ha	1,695
	処理(整備)人口	人	41,040
	普及率	—	58.5%
農業集落排水施設	処理(整備)面積	ha	422
	処理(整備)人口	人	4,200
	普及率	—	6.0%
合併処理浄化槽		人	15,830
その他		人	0
汚水処理人口		人	61,070
汚水処理人口普及率		—	87.0%

出典:「26市単石岡市汚水処理施設整備構想」石岡市都市建設部下水道課

ベストプラン		単位	平成47年度 (令和17年度)
行政人口		人	64,900
下水道	処理(整備)面積	ha	2,438
	処理(整備)人口	人	46,260
	普及率	—	71.3%
農業集落排水施設	処理(整備)面積	ha	422
	処理(整備)人口	人	3,890
	普及率	—	6.0%
合併処理浄化槽		人	14,750
その他		人	0
汚水処理人口		人	64,900
汚水処理人口普及率		—	100.0%

出典:「26市単石岡市汚水処理施設整備構想」石岡市都市建設部下水道課



推進施策

行政における施策

- ・排出管理に関する教育・啓発
環境教育や広報等をとおして市民及び事業者の意識向上を図ります。
- ・公共下水道の整備
事業計画区域内における整備を推進するとともに、供用開始された地区の接続率の向上を図ります。
- ・農業集落排水の整備
供用が開始されている地区の接続率の向上を図ります。また、将来の維持管理性や経済性を考慮し、近隣の下水道等へ取り込むことについて今後、検討します。
- ・合併処理浄化槽の促進
現在、浄化槽を設置していない、または単独処理浄化槽を設置している住宅等に対し、合併処理浄化槽への切り替えを啓発します。また、個人による合併処理浄化槽の設置に対しては、設置費用の補助を継続します。

市民、事業者における施策

- ・生活排水処理施設の利用促進
公共下水道の整備済み区域においては、公共下水道への接続を推進します。また、公共下水道事業認可計画区域外では、合併処理浄化槽の設置及び利用を推進します。
- ・事業所における施策
事業所等にあつては、家庭における対策と同様に、生活排水処理施設による適正な処理を推進します。工場等にあつては、公共用水域の汚濁原因となる物質の適正処理を推進します。

収集・運搬計画

令和2年度から、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、全域、許可業者がおこなうこととします。なお、当該許可業者に対しては、収集業務を衛生的、効果的に行うよう指導を徹底します。

収集・運搬計画

収集・運搬したし尿及び浄化槽汚泥は、石岡クリーンセンターにて適正に処理します。中間処理後に発生する脱水汚泥は、放射能汚染の影響を考慮しながら埋立及び堆肥化などの処理を継続します。

石岡市一般廃棄物処理基本計画

令和〇年〇月

発行 石岡市

編集 生活環境部 生活環境課

〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

TEL 0299-23-1111 (代表)

FAX 0299-23-2225